

名古屋都市計画高度利用地区の決定（尾張旭市決定）

都市計画高度利用地区を次のように決定する。

種類 (地区名)	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (三郷駅前地区)	約 1.1ha	40/10	10/10	8/10	200 m ²	
計	約 1.1ha					
(注1) 建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10 を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 をそれぞれ建蔽率の最高限度の数値に加えたものをもって最高限度とする。						

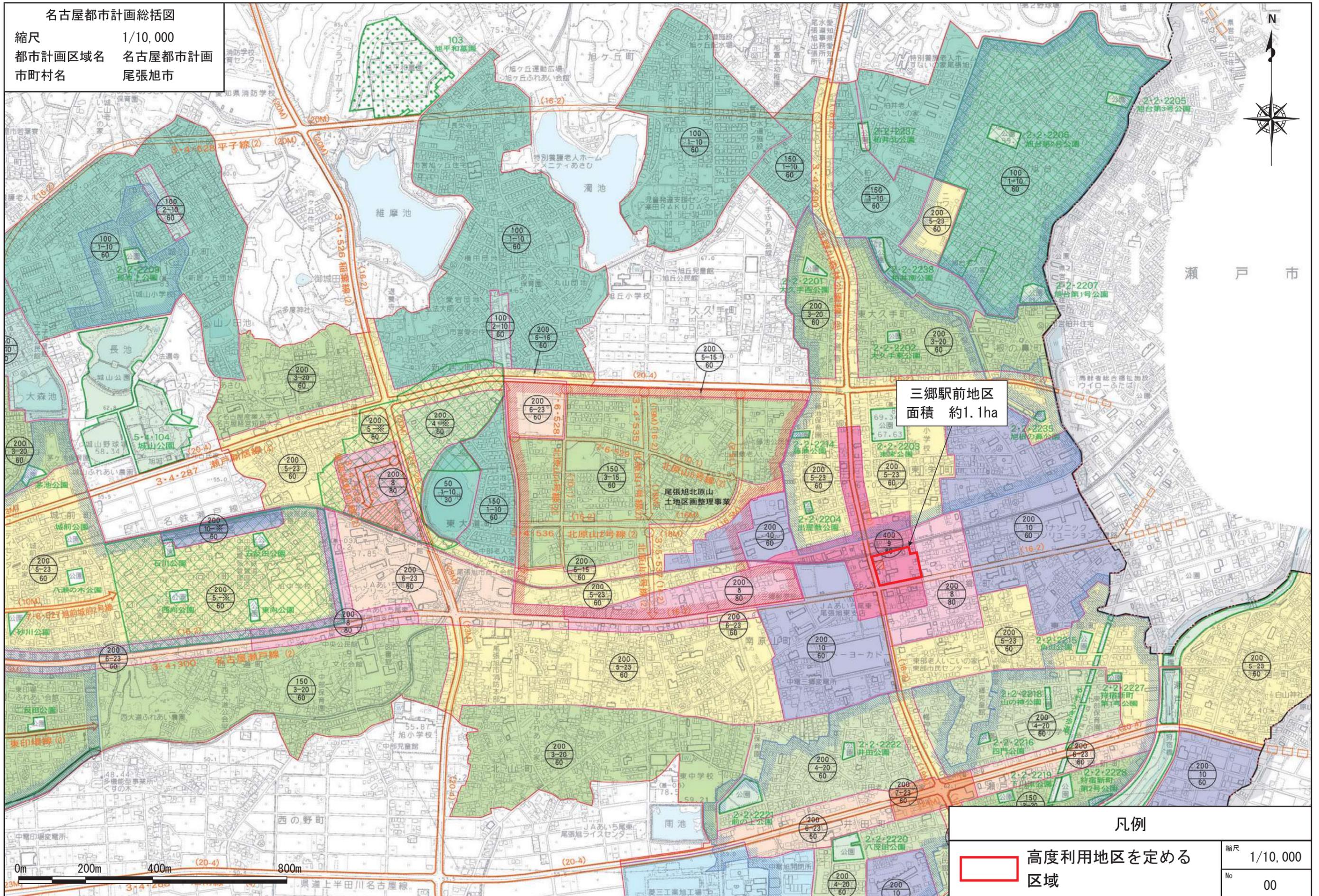
「位置、区域は計画図表示のとおり」

理 由

三郷駅前地区第一種市街地再開発事業の施行区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を決定する。

名古屋都市計画総括図

縮尺 1/10,000
 都市計画区域名 名古屋都市計画
 市町村名 尾張旭市



三郷駅前地区
 面積 約1.1ha

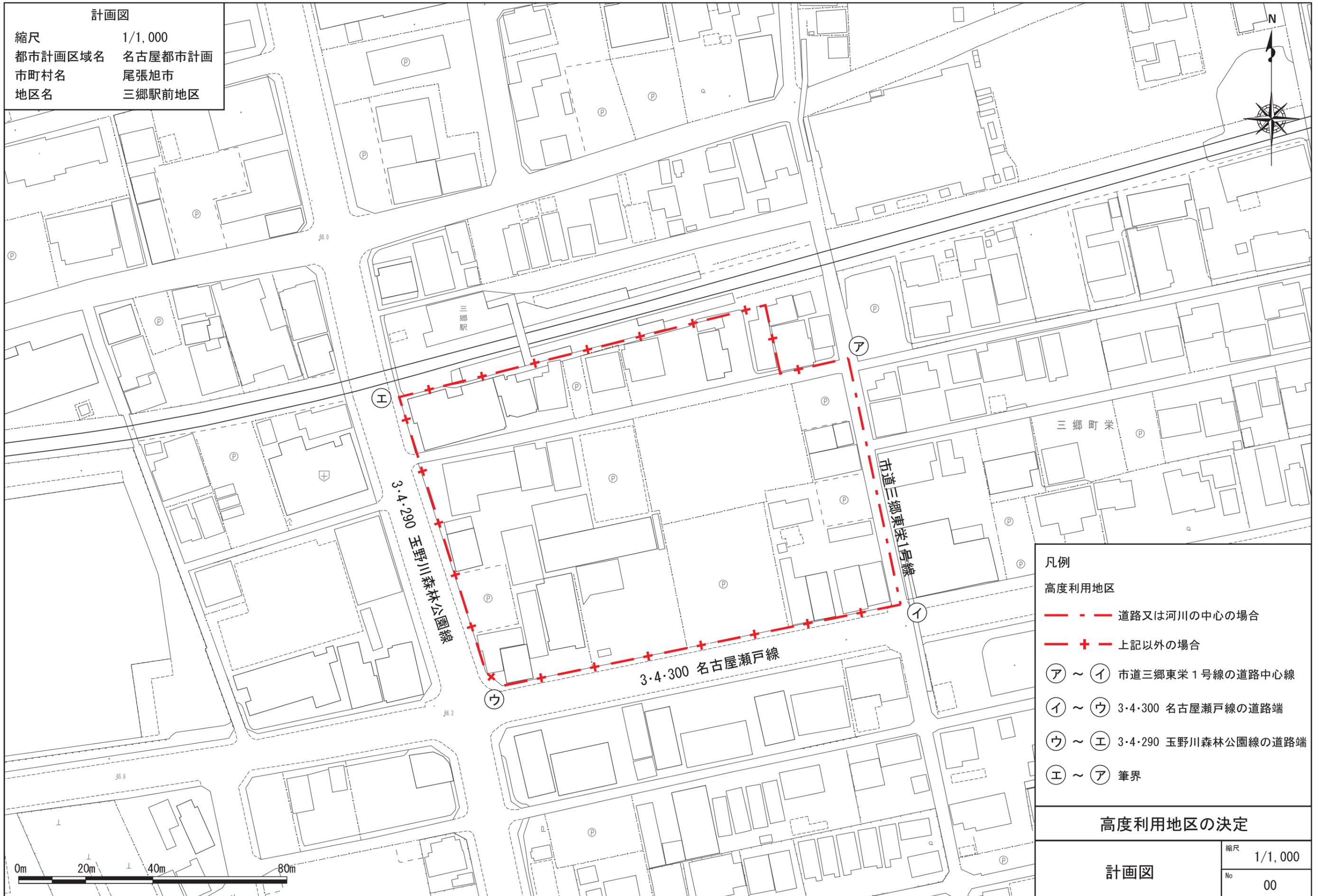
凡例

高度利用地区を定める
 区域

縮尺 1/10,000
 No 00

計画図

縮尺 1/1,000
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 尾張旭市
地区名 三郷駅前地区



- 凡例
- 高度利用地区
 - 道路又は河川の中心の場合
 - 上記以外の場合
 - ア ~ イ 市道三郷東栄1号線の道路中心線
 - イ ~ ウ 3・4・300 名古屋瀬戸線の道路端
 - ウ ~ エ 3・4・290 玉野川森林公園線の道路端
 - エ ~ ア 筆界

高度利用地区の決定

計画図

縮尺 1/1,000
No 00

